

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十第

行發日一月六年十正大

論叢

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

社會的法的經濟學の考察

文學博士 米田庄太郎

純理上より見たる財産重課の理由

法學博士 神戶 正雄

戰後獨逸の社會主義運動

法學博士 河田 嗣郎

時論

增俸の研究

法學博士 小川郷太郎

說苑

我國農產物生産調査に就いて

法學博士 高岡 熊雄

舊岩國藩の製紙原料保護政策

經濟學士 吉川 元光

所得と勞賃

經濟學士 堀 經夫

雜錄

史的唯物論略解

法學博士 河上 肇

Zimmermannの政治測量

法學博士 財部 靜治

勞働組合主義變轉の傾向

法學博士 河田 嗣郎

附錄

本誌第十二卷總目錄

純理上より觀たる財産重課の理由

神 戸 正 雄

緒言 (一) 本研究の目的 (A) 一般に財産重課理由説明の必要 (B) 特に純財政的見解の價値 (二) 説述の順序

第一段 勤勞に存せずして特に財産に存する有利なる事情 (一) 財産に伴ふ名譽、地位、勢力 (二) 財産其もの及其收益に於て存する働かずして生活し得るの保障 (三) 財産其もの及其收益に於ける安全且つ永續性 (四) 財産及其收益に於て不勞増價を享くるの可能 (五) 財産所得以外に勤勞所得を擧げ得るの可能

第二段 財産に存せずして特に勤勞に存する不利なる事情 (一) 勤勞所得を擧ぐるに就きての特別な苦痛 (二) 勤勞者に於ける特別な休養營養の必要 (三) 勤勞者に於ける特別蓄積準備の必要

結論 (全文の要旨)

緒 言

(一) (A) 財産又は財産所得に對しては勤勞又は勤勞所得に對するよりも租税を重く課すべしといふこと (註一) 詳しくいへば假令所得額は同一であつても、財産より來たものには、勤勞より來たものよりも割合に重く課税すべし、其は所得税中に於ける差等課税によりてか、一般所得税の外に別に財産税を並行せしむることに係りてか (註二) 孰れにせよ財産又は財産所得には一層重く課税せらるべしといふことは、今日の學者の一般に承認する所で、學界にては先づ異論なしといふても

過言でない程である(註三) 然るに實際家特に我國の其の中に、之と異なる意見を見るに於て少くとも夫の重課理由を良く理解せざるもののあることを見るに於て、茲に特に説明するも無用ならずと信じ、敢て之を試むるものである。(B)處で此財産又は財産所得重課の根據が二あつて、一は社會的であり、他は純財政的である。社會的といふのは社會政策的又は社會主義的であつて、純財政的といふのは能力原則より觀たものである。前者よりいへば一方に勤勞所得者が粒々辛苦して生活を遂げ而も其多くは粉骨碎身するも尙ほ不満足なる生活を遂ぐるのに、財産所得者が働かすして生活を營み、特に其大なるものに至ては豊かなる享樂を爲すの對照があり、而かも斯かる對照又は懸隔が益々増大し顯著となる傾向のあることに不合理を認め、之を矯正することに社會的正義を認めて租税に依りても之を達しやうといふのである。此社會的見地も我が財政學に於て、益々重きを成すの傾ある所ではあるが、此方は實際にはまた随分異論のある所であるのみならず、理論上にも亦反對意見なしとせぬ所であり、且つ財政學固有の領域にも屬せぬから、暫らく茲に説かないこととしやう。が其方を別とし専ら純財政理論即ち能力原則の立場からしても十分に財産重課を説明し得る。そして此方なれば先づ何人もが異論を爲し難い。夫の社會的見地の方は實は時世に對する見解によりて結論に相違を生じ得るものであるが、能力論からいへば能力の大小を明確にいひ表はすことだけは出來ないけれども、其よりして説くべき論點については異論

が出し難い。財産重課の理由を實際家に理解さすには此方より行くのが捷徑と信するが故に、茲に特に之を選びて詳説しやう。

【註一】普通には財産所得と勤勞所得とを對立して論ぜられる。併し其により所得税にて通例捕捉せられる所得だけに就いて論ずるとすれば、狭きに失する。無形の所得や潜在所得をも含めなくてはならぬし、更らに之に伴ふて財産其ものに存する方も考慮しなくてはならぬからである。此等を凡べて込めて考へることを明かにする爲めに表題を財産所得重課としないで、財産重課とした。

【註二】註一にいふ如く財産所得に伴ふ凡べての力を考慮することとなれば、所得税に於ける財産所得と勤勞所得との差等課税では不十分で、むしろ所得税と財産税との並課の方を勵めなければならぬことになる。

【註三】例之、シェフリーは、人が給付能力又は貢獻義務の意義の主觀的解釋の關係する租稅的犠牲平等の要求を承認し及同一税額が單なる勞働所得即ち無基所得より拂はるるときに有基所得より拂はるるべきより一層苦痛の大なること——を承認するときは——有基及無基所得の負擔の爲めの標準——が同一なるべからずといふことを認めなくてはならぬといひ、更に又財産所得よりしては勞働所得よりしても同一税額が主觀的に一層容易に出さるることは争ふを得ぬといひ、フオツケも、其財産の収益より其欲望充足の爲めの方便を得る者にして其所得關係が時間的に制限せられざるものは、其所得が其勞働能力の繼續に拘束せられ、又は此が生涯なるときに其生存の繼續に拘束せらるる者よりも一層有利なる地位にあることは争ふを得ぬといひ、ヘツケルは財産所有の利用よりの収入は、人的勞働及勤務給付よりの收得よりも一層租稅能力があるといひ、エーベルヒは人は唯だ給付能力による公平なる分配の爲めに有基所得の一層高き課税を要求する。何となれば此に其他の事情同一とすれば一層給付能力があるからといひ、又別の處にて租稅の公正なる分配の利益に於て、人は更に有基及無基所得の區別に附帶して、有基所得の一層高き負擔を要求するといひ、ホルグトは其他同一事情の下に、有基所得は無基所得よりも一層大なる租稅負擔を負ふことを得るといひ、コンラードも有基所得は無基所得よりも一層大なる租稅能力を有

すさいひ、ニツナも財政上の平等は外形的平等を要求しない。内實的平等を要求する。二千法の所得が人的努力より得らるるときに、明かに資本利子より得らるる同額の所得とは異つた事情に在つて、頗る軽く課税せられなくてはならぬさいひ、ボリーユも永久的所得は人的活動より生ずるもの及一時の又は消滅すべきものよりも一層多く課税せられなくてはならぬさいふ。

右は能力原則から見た説であるが、其他社會的見解よりするもある。其方は今茲に一々擧げない。

(二) 本文説述の順序としては、先づ以て勤勞に存せずして特に財産に存する有利なる事情を擧げ、次いで反對に財産に存せずして特に勤勞に存する不利なる事情を擧げ、以て財産が何れの點より見るも租税給付能力の勤勞よりも一層大なるべき所以を明かにしやうと思ふ。

第二段 勤勞に存せずして特に財産に

存する有利なる事情

財産には勤勞に見るべからざる特殊有利なる諸多の事情があつて、其が同一額の所得にても財産より生ずるものと勤勞より生ずるものにて其能力に差等を生せしむる。尤も此に能力といひ又は給付能力ともいはるるものが何かにつき疑が起らうが、其は詳しくは次の論文にて取扱はうと思つて居るから今之を略し、暫らく租税の犠牲に堪え得る力を解して置く。即ち此力の上に、右の事情が差等を生せしめ、財産の方に之を一層大ならしむといふのである。

(一) 財産に伴ふ名譽、地位、勢力——從來の多くの社會では、そして我邦にても財産を有つ者は何

1) Schäffle, Steuern. A. T. S. 279. 280-1. Vocke, Fw. S. 183. Heckel, Lehrbuch. I. S. 187. Eheberg, Steuer. (in Conrad' Hdw. 3 Aufl. VII.) S. 974. Derselbe, Fw. 9 Aufl. S. 171. Borght, Fw. S. 95-6. Conrad, Grundriss. d. Fw. 2 Aufl. S. 15. Nitti, Principes. p. 311. Beaulieu, Traité. 5 éd. I. p. 138.

といふても大體に於て無産者よりも特段に高き名譽を持ち、特段なる地位勢力を占むる機會をもつ。近頃は勞働者の鼻意氣が荒くなつたといふが、まだ有産者の力には打勝てない。景氣の好い間こそ無産者も元氣があるが、少しく不景氣にでもなれば有産者の命是れ従ふの外ない。無産者とても才能の優れた者は社會から相當の尊敬も受け勢力地位をも占め得るが、同一人間が有産者であれば無産者であるよりは一層良き地位を占め、勢力をもち名譽を擔ふことは争はれない。世の中に無能な人間が財産の爲めの故に人の上に立つて居る例は限なく多い。此に有産者は財産其ものの物質的利益以外に無形の利益を持ち及持ち得ることを認めなくてはならぬ。其は無産者又は勤勞者の持たざるもので、之を一の無形の所得ともいふべきである。其は又有形の所得と同様に、持主にとりて或價値あるものである。其故に有産者は同一額の所得の無産者よりも實に於ては一層大なる所得を持つといふことが出来る。故に又有形所得から見て同一額所得の持主であつても實に於て一層大なる所得の持主である所の有産者は、一層大なる能力ありといふを得る。尤も此有産者の持つ所の名譽地位等の反面に若干、特別なる社會的費用の負擔は伴ふが(註四)併し其費用は恐らくは大體に於て夫の名譽等よりも價値の小なるものであらう。人は元來得らるるならば出来るだけ高き名譽地位等を得やうとするもので、其の爲めには其に伴ふ特別費用以上又は以外に或對價を拂ふことさへも辭せざる所である。之を得たる後に於ける地位に伴ふ

費用は多分、之を持つ者にとりては主觀的に夫の無形利益よりも一層小なるものに過ぎないであらう。夫の費用の如きは此に於て殆んど問題とするに足らざる程のものであらう。

【註四】 ロバートマイヤーは曰く、或意味にては優れたる社會的地位も亦、租稅義務者の欲望を増加する元素として示されなければならぬ。斯かる社會的區別の存する處には、慣習が社會的に優れたる階級に屬する者より、或欲望其は其不満足が他の者にては社會的價値判斷に於て無關係なる欲望の満足を要求する²⁾。

(二) 財産其もの及其收益に於て存する働かずして生活し得るの保障——財産を持つ者は生きさんが爲めに又享樂を爲さんが爲めにも働くことを要せぬ。働かなくとも生活し得る。時として非常に大さうな生活が出来る。然るに勤勞者は働かなくては生活が出来ぬ。自己の身心を働かすのでなくては其生活が遂げられない。生活に働くことの要否といふことは又一の價値の分るる所でなくてはならぬ。働かずして生存し得る保障の下に所得を擧ぐる者は然らざる者に比して確かに一層有利で同一額の所得にても一層大なる能力を有つことにもなる(註五) 而も此有産者のもつ生活保障は實に二重である。一は財産の生ずる所の收益で、他は財産其ものである。普通の財産は大抵收益を生ずる。有形的に收益を生ぜずと見らるるものにも無形の收益を生ずることが多く、又全く收益を生ぜざるものも、之を相當に收益を生ずるものに變ずることが出来る。或度以上の財産の所有者なれば、其收益にて生活を遂ぐることは大丈夫である。收益に動搖があつても、之を平準せしむべき注意をへ施せば之により安全に生活が出来る。第二には有産者は時として財産

2) R. Meyer, Principien der gerechten Besteuerung, S. 322-3.

其ものを賣却して生活資料を得ることが出来る。財産の無収益なることがあつても、其元本を賣つて生活し得る〔註六〕。収益の方は當てにならぬことがあつても、元本其ものに於て大に當てになり得るものを持つことが、有産者の特段なる強味である〔註七〕。勿論此れも絶対に安全とはいへない。家は火災に罹り、土地は水害に遇ふとか、株は暴落を生ずるといふことはあるが、併し斯かる危険を除くが爲めの方法もあり、又其等の危険はめつたにないことでもあるから、先づ安心といふて良い。之と異り無産の勤勞者は全く夫の保障を缺き、働かすしては何ものをも擧ぐることが出来ず、随つて生活するを得ぬ。加之彼は働いても生活の遂げ難きことさへある。働かんとするも働くに途なきこともある。今日の世の中に最小活資以下の賃金の下に働くものは可なりある。仕事の見付からぬ場合も多々ある。財産を持つものは之を金にさへすれば、必ず安全に相當の利子を生せしむることが出来る。即ち有産者は生活につき殆んど全く安心であるのに、無産勤勞者は不安であり、常に戦々兢兢たりである。故に有産者は此に於て無産者の持たざる或特別な力、無形の所得に準すべきものを持つ譯であり、同一所得額の下にても一層給付能力大なりといはなければならぬ。

【註五】 ウンブエンパツハは曰く、賃金は人的營利能力の實行より生じ、地代利子は——受領者の營利能力の相當なる實行を前提としない。地代利子収入に指定されたる欲望満足は勞賃の所得に指定されるものよりも一層有利に置かること。³⁾

【註六】 ロバートマイヤーは曰く、財産は實に所得の源たるのみでなく、又必ずしも所得の源でよくて、直接に欲望満足に便

3) Umpfenbach, F.w. S. 175.

用され得るものである。——財産其ものに於て所得の急激なる枯渴の場合に少くとも一時欲望を更らに充たすべき方便があること。⁴⁾

【註七】 ロバートマイヤーは曰く、財産所有より所得を得る者の經濟上の地位と勞働より得るものとの其との間の特徴的區別は所得の性質に存しないで、所有其ものの事實に在ること。⁵⁾

(三) 貯産其もの及其收益に於ける安全且つ永續性——前に財産を有つ者は財産其もの及其收益に於て生活の保障ありといふたが、其財産が更らに相續が出来、財産及其收益が人を超越して安全に永續する所であるのに對して、勤勞者の所得が非安全且非永續なることは又前者をして一層有利ならしむるものである。勤勞所得者は所得を有ち得るが、其が病氣、廢疾、老弱、失職、死亡等により消滅又は減少すべき運命にある(註八)。勤勞者にても終身官の如きは其所得安全にして永續的ともいへるが、併し其も死亡には打勝つことを得ず、其人を超越することは出来ぬ。恩給扶助料等にて保證されることもあるが、其とても財産の如くさう永續することは出来ず、其程度も時に不満足であり、其等のものない勤勞者も少からぬ(註九)。財産所得并に財産其ものにも火災水害恐慌等によつて消滅又は減少し、安全永續といふ性質を缺くことはあるが(註一〇)、大體に於て永續安全であり、普通の注意を拂ひ、僅少の保険料を拂へば永く安全に利殖し得る。此の如きものにて元も子もなくなることがあるとすれば、其はむしろ持主の不注目の結果で、自業自得である(註一一)。で大體、財産家には大なる安心があり勤勞者には之を缺く。即ち安全永續的なる

4) R. Meyer, a. a. O. S. 327.

5) Derselbe, a. a. O. S. 326.

財産及其所得に對して不安全且つ一時的なる所得といふの對照がある。夫の財産及其所得に於ける生活保障は假令其が一時的にしても働かないで済むだけに於て勤勞所得の其よりも一層有利であるのに、其永續且つ安全なるに於て一層有利である。つまり財産家は眠て居ても安全永續的に財産其もの及其所得に於て生活を保障さるといふ特殊有利なる地位に在るのに、勤勞者は努力して漸く不確實且つ一時的に所得を擧げ生活を營むを得るといふ地位にある。有産者は同一所得にても無産者よりも一層大きな租税を擔ひ得ることとならなければならぬ。

【註八】例之、ヘツケルは有基所得は其全體の營利方法、繼續及安全の爲めた、生存健康年齢等の凡べての變化の場合に結付きたる無基所得よりも一層給付能力ありといひ、エーベルヒも有基所得重課の理由の一として、此が一層長き繼續を有し經濟に一層大なる安全を與ふることを擧げ、有基所得は多少人的勞働力より獨立して自ら更替するのに、無基所得は之を生ずる人の病氣、老年、死亡によりて減少され又は全く消滅し得るといひ、フィスチングは財産所得重課の要求は永續する所の財的根源の持主の純勞働所得者よりも一層高き給付能力に基くといひ、ハンラードも財産所得に一層大なる租税能力の存する理由として、財産は假令勞働力が減少し又は死亡により止むとも、所有者及其家族に收入を保證することを擧げ、ホルグトも有基所得は其自身に於て人に關する變動より獨立して其存在に對する保證を有つ。無基所得には之を缺くといひ、アダムスは俸給利潤賃金の如き人的所得は唯周期なるのみならず、不確實である。人的所得の存續は之を受くる人の健康及元氣に係る。此故に之を其十分なる算術的價值に還元することは出来ない。——然るに財産的所得は健康の變化よりは獨立である。此故に租税は人民の能力に應じて課せらるべしといふ規則の嚴格なる適用は、租税の率を定むるにつき財産所得よりも人的所得を一層低く課することに結果すべしといふことを認むることが必要のやうであるといひ、ブアイノブローは利殖者の有利なる地位に尙次ぎのことが加はる。彼は其小供に其資本を遺贈することに依りて、同一所得を減縮せずして小供に残し得るのに

營業者又は労働者又は役人にては其死と共に其労働より得らるる所得の消滅することがある。即ち此等の異りたる所得種類が同一比例によりて課税せらるる場合に、課税の平等は止むやうである。何となれば此の如き生涯の所得は常に永久的のものよりは遙かに價値の小さいものであるからといひ、ワンペンパツハ有基所得と無基所得との別異なる課税の要求は起源と繼續とによる所得の相違に關する。資金は人的營利能力の實行より生じ、此と共に消滅する。地代利子は永續的の繼續し得べき元本財産より生じ、受領者の營利能力の相當なる實行を前提しない。地代利子收入に指定せらるる欲望満足は實質に存する所得に指定せらるるものよりも明かに一層有利に置かるるといひ、尙ほロバートマイヤーもミル以來通例、有基所得の高き課税の要求が理由附けられ、此が此際、有基所得が繼續且つ確實にして、無基所得が持續に於て制限せられ且つ不確なりといふ假定より出發すといふ。⁶⁾

【註九】 エーベルトは無基所得が一層安全に平均を得且つ持續的ならばなるほど、及一層多く此に恩給權が附けば附くほど有基所得に愈々近接すといひ、ロバートマイヤーも無基所得が役人及其遺族の恩給要求權と結付きたる役人俸給にては、其役人の生涯以上にも亘る持續と安全とを有するといひ、シエフレは凡べての労働所得が此の如きものとして租税力の小さい譯でない。自分及其遺族の爲めに恩給權ある高き役人の所得は、利子低下及資本損失に曝されたる中等利殖者の所得又は凡べての變動より脅かされたる營業者の所得と少くも同丈け有基的であるといふ。⁷⁾

【註一〇】 ロバートマイヤーは曰く、有基所得は所有者が其資本を獨立の企業に投下した場合並に彼が不安なる證券に投下した場合にも往々にして、確實及持續を缺く。⁸⁾

【註一一】 コレラードは之につきて、財産もが決して十分には保證せられない。むしろ高き度にて危うせらるるといはるるが併し此は投資財産の大部分例之安全なる國債、低當貸等には當らない。或人が不確なる株を買ふときに、彼は危險を自ら擔ふべきである。國家は此に何等の考慮を取るべきものでない。併し財産が或營業に於て同時に労働力と共に此に結付いて使用せらるる處には、租税制度に於て此に相當なる考慮が取らるるを得る。故に財産所有の優越は常に存するといひ、マルカーは正當に計算する所の地主もが例外的には地震洪水又は地方消耗の爲めの消却部を其所得より貯蓄しなくてはならぬ。併

6) Heckel, a. a. O. S. 187. Eheberg, Fw. S. 171. Fuisting, Grundzüge d. Steuerlehre. S. 86. Conrad, a. a. O. S. 15. Borcht, a. a. O. S. 96. Adams, Science of finance. p. 337. Pfeiffer, Staatsaennahmen. II. S. 46. Umpfenbach, a. a. O. S. 174. 175. R. Meyer, a. a. O. S. 326.

7) Eheberg, a. a. O. S. 171. R. Meyer, a. a. O. S. 326. Schäffle, a. a. O. S. 281.

8) R. Meyer, a. a. O. S. 326.

し通例は此が場合でない。却つて土地所有は人口増加と共に價値の上ることを例とする。真き善魯西の國債は精々一時的にのみ下る。利子が一時上るときに收益の減少なくして相場に於て下る。全く不確なる證券の所有者は其高き利子歩合の中に保険料をもつを例とする。劣等なる證券の輕率なる買手は此場合に斟酌考慮するを要しないといふ。⁹⁾

(四) 財産及其收益に於て不勞増價を享くるの可能——財産の價値及收益は經濟界の發達により持主の努力なくして増加する可能性がある。特に土地や(註二二)骨董品などに著しく、有價證券にも屢々之を見る。然るに勤勞には此の如きものを缺く。尤も物價の騰貴と共に給料の上ることがある。併し時としては物價騰貴し生活難となつても給料の之に伴つて上らぬことがあり、上つても彼と並行して上らぬことがある。近時戦後に戦前よりも賃金の著しく上つたことを見るが、此とて此上際限なく上ることは六つかしく、大體此處當分は其以上に上ることは難く、先づ此れ位で上ばり詰めたものと見るべきである。全體上は此點につき財産家の方が有利で、彼は巧に投資すれば夫の不勞増價を利用するの機會をもつ。他面財産價値の下ることがあり、時として大に下ることがあつても、其は反對に大に上ることにて埋合せがあり、收益の中にも保険料的のものが籠つて居て之を補償して居る。財産家は全體上能く自然増價を受くるが如くに其財産を投資するの機會をもつのに、無産者は之をもたぬ。

【註二二】ミルは曰く、所有者の方にて或盡力又は犠牲なしに斷へず増加に向ふ所の種類の所得ありとすれば、此の如きもの所有者は即ち、事物の自然の進行が斷へず彼を富ましめ、隨つて所有者自身の方にては全く受動的なるものである。此場

9) Conrad, a. a. O. S. 15. Walcker, Fw. S. 67.

合に國家が富の此増加を我物とし又は之を分有することも、私有財産の基く原則を破るものではないであらう。此が實に地代
10) について場合である。

(五) 財産所得以外に勤勞所得を擧げ得るの可能——財産家は眠て居ても財産其もへ及其所得にて生活
を遂げ得るが、併し彼は別に其全き身心を働かして勤勞所得を擧げて一層豊かなる所得を擧ぐ
ることを得るの可能性がある。彼が之を實際に働かすと否とを問はず、働かせば働かし得るといふ
ことは、彼に於て一の強味である。之に對し勤勞所得者は既に其身心を相當に働かして居るから
其上に働かして所得を擧ぐることは出來ない。人間には二の頭、四の手、四の足はない。人が二
人前働くといふことは稀な場合、極二時の場合の外は出來ない。此所得擴張の制限されたる勤
勞者に對して、所得擴張能力をもつ所の有産者は、假令同一所得額の下にても一層大なる力あり
といはなければならぬ(註一三)。彼が勤勞者よりも一層重き負擔を負ひたるのとき、或度までは其
勤勞を用ゐることによりても容易に之を負ふことを得る。尤も實際には有産者が既に勤勞をも用
ゐて居り其上の勤勞によりて所得を擧ぐる餘地なきこともあるが、此とても無産にして勤勞のみ
により所得を擧ぐる者に比し、有利なることは動かぬ。或は又有産者にして勞働能力を缺くこと
はある。例之、婦人老人小供不具者病人等である。此場合には其れだけにては比較的能力の乏し
きものといへるが(註一四)、他の點に於ては彼等も尙は無産者に比し有利なるものがあるから、爲
めに全然無産者と同列に置くことは出來ぬ。

10) Mill, P. of P. E. Bk. V. ch. II. §5.

【註一三】 アグナーは財産所得は 他同一事情の下には一層給付能力があり随ふて一層重く課税すべきである。何となれば此にては少くとも通例、尙ほ全勞力が營利の爲めに自由に立つに、勞働及營業的所得にては此勞働力が全く又は大部分既に使ひ盡されて居るからといひ、コンラッドは財産所有者には一般に、此者の收益の外に、彼の勞働力によりて補充的収入を備ふべき可能が残るといひ、カイツルも資本収入にて生活する者は實質的所得の外に勞働力をも處分に持つといひ、エーベルヒも有基所得重課の理由の一として、利子所得は通例少くとも尙全勞働力が營利の爲めに使用し得る状態に在るに、勞働及營業所得にては此が全く又は大部分既に吸收し盡され居ることを擧ぐ。彼は他の處にて、利子所得では多くは尙ほ全勞働力が營利の爲めに自由になるのに、無基所得では勞働力が單一なる源也といふことが考案に来るといふ。¹¹⁾

【註一四】 シェフラーは曰く、有基所得の外に、勞働所得の全く存在しない處には重課の主たる理由が缺くことを看過してはならぬ(老年者未成年者婦人)と。¹²⁾

第二段 財産に存せずして特に勤勞に存する

不利なる事情

上記は勤勞に存せずして特に財産に存する特殊有利な事情であるが、他方に財産に存せずして特に勤勞に存する不利な事情がある。此點よりしても同額所得にても勤勞者に於けるよりも有産者に於て一層大なる能力ありといひ得る。即ち

(一) 勤勞所得を擧ぐるに就きての特別なる苦痛——財産より所得を擧ぐる者は眠て居ても所得を擧ぐることを得る。先づ之を擧ぐる者に於て苦痛なしといふて良い。財産管理上の心配は若干ある

11) Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 456. Conrad, a. a. O. S. 15. Kaizl, Fw. II. S. 20). Eheberg, Steuer. S. 974. Derselbe, Fw. S. 171.
12) Schäffle, a. a. O. S. 281.

が、大したものではない。今日の經濟界に於ける機關の整つた處では財産所有者は確かな信託會社に頼めば僅小なる手数料を拂つて確實に相當に大い所得を擧ぐることを得、殆ど之に苦痛といひ得るものは伴はない。然るに勤勞者は、そして特に肉體勞働者は、其所得を擧ぐるにつき血と膏と涙とを拂はなくてはならぬ。大なる苦痛なくては所得を得る事が出來ない。此大なる苦痛を拂つて得たものが小なる苦痛の下に得たものよりも一層貴重なることは心理上然るべきことである。

同一額の所得にても此點に於て有産者は一層大なる税を給付し得るのに勤勞者は小なるものしか出し得ぬ。此間に大なる差等ある課税が行はれて初めて犠牲の平等に適ふこととなる(註一五)。そして此は財産所得と勤勞所得との間に差等課税を行ふ上に一の重要な觀點であつて、此のみにも優に其理由となり得る程である。尤も箇々の人について見ると勤勞者特に肉體勞働者にも勤勞を藝術化し趣味化し義務化し又は道義化することによりて、之に苦痛を伴はしめざることにも出来るし、此と反對に資産家にも非常なる心配苦心の下に所得を擧げつつあることもあらうけれども、大局上より見れば矢張り勤勞には可なり大なる苦痛が伴ひ、財産の方には比較的小なる苦痛しか伴はず、又は全く苦痛なくしても所得を擧げ得る。或は財産所得は現在こそ安樂に擧げられるが此は過去の努力及畜積の苦痛の賜物で、此現在の安樂のみを見て財産所得に苦痛伴はずといふは誤れりともいふが(註一六)。併し勞働所得に伴ふ現在の苦痛と、財産所得に潜む過去の苦痛、其は

屢々所得者自身でなくて父祖の共に外ならぬが、其とでは其所得者にとりての値は異なる。現在の方が切實で大きい。勞働に伴ふ苦痛の方が財産に潜むものよりも一層大いといふて少くとも大局上には妨げない。

【註一五】 ロバートマイヤーは、營利勞力を特徴づけるものは肉體的及精神の方の緊張其ものではなくて、享樂なき緊張である。——勞働に特有な一元素は營利の爲めにする勞働力過勞の可能である。即ち之によりて其存続の條件たる勞働者の肉體的精神的健康が損害せらるるほど勞働力の強き緊張である。此現象に類似したものは資本にはないといひ、アダムスは、人的所得は繼續的盡力によりてのみ生ずる。然るに財産的所得は——勞働の負擔よりは獨立である。其故に租税が人民の能力に應じて課せらるべしといふ規則の嚴格なる適用は、租税の額を定むる爲めに、財産的所得よりも人的所得を一層軽く課することに結果すべしといふことを認むることが必要の如くであるといふ。¹³⁾

【註一六】 プアイフアーは、人は財産所有には此が獲得の爲めに必要であつた所の緊張の先立つたことを考察することを忘る。併し此所有の與ふる所の、割合に努力なき享樂は頗る多くの場合に、舊時の緊張したる努力及節約の爲めの公正なる報償以外のものと見らるることは出来ないといふ。¹⁴⁾

(二) 勤勞者に於ける特別な休養營養の必要——勤勞者は其身心を勞することが多く、之を補ふが爲めには或度の休養及營養を要する。時としては頗る大なる其を要する。此が不十分であると、彼等は病弱者となり早死者ともなる。其故に近代立法も勞働者の爲めに或度まで之を保障して居る程である。然るに財産所得者は此の如きものは殆んど不要で、極めて粗末なる營養、乏しき休養の下でも相當無病長命なるを得る。緊張したる勞働を爲す車夫の特別な營養の必要と、小さ

13) R. Meyer, a. a. O. S. 346. Adams, l. c. p. 337.

14) Pfeiffer, a. a. O. S. 20.

な利殖者(其は現に京都などには澤山ある)の不良な營養との對照は之を證明して餘がある(註一七)其れで勤勞者は或意味に於て有産者に之なき所の特別なる生産費を要すとも見られる。で同一所得額にても、勤勞所得の方からは此點から見ても若干控除を行つた後でなければ、資産所得と對等に扱ふを得ざるることとなる。同一額としても財産所得は勤勞所得よりも一層給付能力が大きい。

〔註一七〕 ロバートマイヤーは曰く、營利に於ける肉體的及精神的力の樂なき緊張は一層豊かなる欲望満足によりて此力の回復を要する。——凡て此の如きものは其職業が専ら其財産管理に存するものにはない。¹⁵⁾

(三)勤勞者に於ける特別蓄積準備の必要——勤勞者は其生活上、前にもいふ如く、疾病、癱疾、老年、失職、死亡等に脅かされるから、自己及其家族其他の扶養者の生活を此等の故障に對し保障せんとするには、相當に大な準備を爲すを要し、其所得の全部を平生使用することを得ざる地位に在る。即ち彼は其所得を以て現在の欲望の爲めのみならず、未來の欲望の爲めにも備へなければならぬ。然るに有産者は確實永續的なる其所得並に特に財産其ものに生活の保障をもつから此の如き準備を要せぬ。即ち勤勞者の所得を財産者の其と對等とする爲めには、勤勞者の其より或特別の費用を控除しなくてはならぬ。換言すれば同一所得額の下にても夫の準備額だけ有産者は勤勞者よりも一層給付能力大なりといふべきである(註一八)。尤も勤勞者にても其地位の非常に安定したるがある。例之終身官の如きであるが、此の如き者にては失職疾病老癱の危険少きだけ右の準備が少うて濟む。けれども失張り死亡の危険には打勝つことが出來ぬ。又其地位の不安定

15) R. Meyer, a. a. O. S. 324.

なる日雇労働者の如きになれば、夫の準備は餘程大なるものとなる(註一九)。其れがら彼等に於て恩給、休職給、病氣手當、遺族扶助料等が厚ければ、右の準備が少うて濟むが、其が不十分なれば不十分なる度に隨ふて相當の準備を要することになる(註二〇)。又其恩給扶助料が相當にあるとしても、所定期よりも早く退職死亡等の生じた場合のことを考ふるといふと、勤勞者は之のみを當てにするを得ずして、別に相當の準備をも怠つてはならぬといふことになる(註二一)。又均しく勤勞者にても獨身者は家族其他の係累をもつ者よりは夫の準備が少うても濟むが(註二二)、其とても全く夫の準備なしといふことは出來ず、又人々がさう何時までも獨身で居ることを期することも出來ぬ。先づ人々は普通大の家族をもつものと見て問題を考へなければならぬ。或は勤勞者の中には將來の準備など全く眼中に置かずして現在得る所の所得を目前の浪費に充て、他日困つたときには社會によりて救濟されやうといふものがある。此の如き者は見様によりては有産者と選ぶなきものの如くである隨つて給付能力につき上記の如き準備を考慮斟酌するに及ばざる如くである(註二三)。が其は合理的な生活方法ではなく又常に彼等が此の如き方法を採るともいへない。むしろ世の中が進めば人々は益々多く將來を考へて準備することとなり、國家としても之を勧めなければならぬ。税法にても彼等が合理的な經濟方法を採るものとして彼等の給付能力を大體考量することが穩當である。尤も勤勞者にても大所得を擧ぐる者は夫の準備を爲すの餘裕が大いから、

税法にて特別考慮の必要なく、唯だ小所得者にてのみ其必要ありとも考へらるるが、性質上からいへば其大小を問はず勤勞者なるが故に特別準備の必要ありといはなければならぬ。唯だ勤勞者にしても生活資料を供するに十分なるだけの利子を生ずる財産を別にもつ者の如きは此は此にいふ準備の點よりしては其の必要なく、隨つて給付能力の割合に小なるものとして輕課するの必要はないが(註二四)、他の諸點よりしては尙ほ輕課の理由がある。其他、現には勤勞者でも相續によりて生活に不自由なきだけの資源たる財産を繼承する見込あるものも略同様である(註二五)。他方、有産者にも火災水害恐慌等の危険はあるが、此等は勞働者に於ける危険に比すれば大體輕微であり通例僅少なる保険料により之を避け、安全に永く財産の利益を受けることが出来る。何れにせよ全體上、勤勞者は準備の點に於て有産者よりも不利である。

【註二八】 此につきては夙にミルが注意す。曰く、永續的所得よりも一時的所得を輕課すべしといふ要求は數學的根據には甚かない。併し人間の欲望と感情との基礎に基く。一時的年金者が一層低き税率にて課せらるべしといふことは、彼が一層小さい方便を有つが故ではなくて、彼が一層大い必要をもつが爲めである。所得の名義上の平等に拘らず、千磅の年金者たる甲は通例、彼の所得にて、同一年額を相續的財産より得る所の乙の持たざる、小供又は其他の爲めに貯蓄することにより準備すべき需要を要するが故に、尙其上にも、俸給又は職業的利得の場合には一般に其晩年に於ける自分自身の爲めの準備を加へなければならぬから、甲は乙と同だけ良く、其所得より百磅を拂ふことを得ぬといふ。其他諸多の學者が此點を説く。例之エーベルヒは有基所得重課の理由の第二は無財産又は小財産者即ち主として唯だ勞働所得のみを有する人は、或ものを貯蓄する必要につき財産の所有者よりは全く異つた地位に置かるることありと爲し、別の處にて有基所得の所有者は通例、其

所得の一部を老慮準備、遺族扶助の爲めに貯蓄することを、勞働收益のみに示さるる者よりも一層小なる度にて促さるるといひ、シエフレ！も無基所得の輕課の主たる理由としては今日は次の考が行はるる、即ち財産所得なき租税主體は老後及遺族の爲めの用意を貯蓄すべきであるのに、幸福なる財産所得の所有者は然らずといふことが行はるるといひ、ワグナーは未來、疾病、老年の爲め自ら安全にするに必要なる支出又は準備金は勞働所得にては生ずるが、財産所得には生じない。少くも此が勞働所得では財産所得に於けるよりも大でなくてはならぬ。營業所得に於けるよりも大でなくてはならぬ。即ち實際的自由所得として前者にては一層小なる額が現はるるといひ。プアイプアーも、資本又は土地より所得を擧ぐる者は、或程度なる緊張なしに其小俵に無縮少にて同一所得を残すことを得る。且つ其老年の爲めに用意することを要しないのに、例之、役人又は勞働者は彼が老年の時に於ける缺乏の爲めに保護されやうと思へば、適當の時に或ものを貯蓄することを初めなくてはならぬ。而して又彼が其小俵の爲めに年收を残さうとすれば、彼は各年に其所得の大なる部分を此目的の爲めに貯蓄しなくてはならぬといひ、フオツナは將來の自存の爲めの世話は現在の自存の世話と同に考へられなければならぬ。而して此が如何なる時に亘るやは問題ならぬ。年の一部中又は不規則に従事する勞働者は其給料を、單に其從業時中の爲めのみに得るものと見ることを得ぬ。併し不任意なる休業中にもである。此時が日曜か冬か病氣の爲めか老年の爲めかは區別を爲すを得ぬ。彼が此の如き時の爲めに貯蓄するものは其れだけ彼の現在の給付能力を縮少することとなるといひ、——更らに時間的制限されたものと無制限なものとの給付能力に於ける差別は、時間的に制限されたものにては貯蓄を爲すことが自己生存の權利及義務として承認すべきであるのに、時間的無制限なものでは然らざることにのみ存する。時間的に制限せられたる所得の着想につき他に明かにして強き理由はないといひ、フイスマンクは純勞働所得は人及其勞働力の存続にかかる。此故に單に此に示されたものは、彼の勞働力の減少又は全滅並に其死亡の場合の爲めに、彼自身及其從屬者の必要なる生活維持の爲めの需要の保證に於て其勞働所得より爲すべき貯蓄又は人的保險の爲めの出費を考慮する必要がある。之によりて彼の給付能力は人を超越する財源の所有者との比較に於て小なものとなるであらうといひ、ロバートマイヤーは不確實なる持續の所得をもつ人は理性的には無所得なるべき時の爲めの準備を爲すことによりて用意しなくてはならぬ。此故に彼に於

ては未來の欲望もが其所得の使用につき併せ考慮されなくてはならぬ。然るに繼續的所得の持主は唯其經濟期間の欲望の爲めにのみ心配すべきである。——有基所得を受くる者が貯蓄を要しないのは、單に有基所得が無基所得よりも一層持續的且つ確實な爲めでなくて、主として所有其ものに於て所得中斷の場合に於ける準備が與へらるるが爲めであるといひ、ガイツルは勞働所得より生活する者は貸金中より勞働不能の時に於ける生活維持費を消却しなくてはならぬ。そして此は有基所得の所有者には必要でないことであるといひ、ウンプエンパツハも勞賃の粹段なる性質に於て、此が同時に疾病、廢疾、老年の準備及遺族の準備に用立つべきもので、其に租稅輕減の正當なる要求が基つけらるるといひ、ホルグトは人的勞働力が故障を生じ又は全く破れたる時の爲めに、自身及家族の保全の爲めに一層大なる支出を爲すを要すとし、ユツサも人は唯だ勞働果實のみより生活する者に反して資本所得の持主に於て貯蓄必要の小なることを考慮すべきことを説くが、實に前者が早晩困難に陥らない爲には病氣失職及勞働不能の場合の爲めに、其所得中の重要な部分の貯蓄にて用意しなくてはならぬといひ、匿名政治家は營利利得及勞賃所得にては、不變の繼續的なる元本財産又は資本はない。併し此が人自身の營利又は勞働能力に基く。隨つて其物理上の減退と共に減少し及消滅することとなり得る。之により最小活資が止み、關係人の扶養が全體(國家)に負擔となる。之を出来るだけ妨ぐる爲めには、國民自ら此の如き場合の出現につき準備を爲す爲め、國家が直接又は強制的に進まずとも、少くとも其道を開くことが國家の義務である。國家は其の爲め、常に最小活資のみならず、勞働不能時に他の方法にて最小活資を保證することの可能の爲めに其所得の其上の部分をも免稅しなくてはならぬといふ。¹⁶⁾

特に勤勞所得に於て教育資本の消却をも必要と説くがある。例之、ソルカーは或人の教育資本は其死亡と共に全く破壊せられ、隨つて其生存中に消却しなくてはならぬ。或役人等の外形上の純所得より當該消却部を引去つた後に初めて人が此者の實際的純所得を見出すといひ、コンラードは役人醫師辯護士は其得より次のものを減却すべきである。第一には教育費の賦金、第二には病氣、廢疾、老弱による無收得に對する保險料及死亡の場合の爲めの家族を相當なる方法にて世話すべき資本金の保證であるといふ。併し此教育費のことは財産所得と對立しては問題とすべきでない。其をいへば財産にては財産を作成するに費したる費用をも考慮しなくてはならぬことになる。

16) Mill, l. c. §. 4. Eheberg, Steuer. S. 974. Derselbe, Fw. S. 171. Schäffe, a. a. O. S. 281. Wagner, a. a. O. S. 456. Pfeiffer, a. a. O. S. 18. Vocke, a. a. O. S. 183. 186. Fuisting, a. a. O. S. 86. R. Meyer, a. a. O. S. 326. 327. Kaizl, a. a. O. S. 209. Umpfenbach, a. a. O. S. 175. Boight, a. a. O. S. 96. Cossa, Grundriss d. Fw. S. 126. Staatsmann a. D., Fw. S. 191.

17) Walcker, a. a. O. S. 67. Conrad, a. a. O. S. 15.

【註一九】 エーベルヒは曰く、勤勞所得にて貯蓄の必要なることは、唯だ不確なる賃金のみを有らば継続的に雇入れられざる勤勞者についてのみ十分に當る。¹⁸⁾

【註二〇】 エーベルヒは、俸給に恩給遺族扶助料が一層多く結合すればするほど、愈々多く此俸給が有基所得に近づくといひフイステンクは夫の準備金により給付能力の減少すといふことは、凡べての勤勞所得に當るといふ譯でない。又勤勞所得の特徴でもない。例之、恩給等の要求權又は相續による財産取得の確な見込を有つ者は、其勤勞所得より豫備金又は人的保險の爲めの出費を爲すを要しないといふ。¹⁹⁾

【註二一】 ホルグトは曰く、公の恩給權あり且つ地位の保證されたる役人にせりては萬一の保全の爲めの支出は、死亡又は退職が扶助料恩給を受くるに必要なる期限よりも早く生じた場合に其補充を要するだけのみ當る。²⁰⁾

【註二二】 フォツケは、何故に獨身にして恩給權をもつ官吏——が十分なる度にて課税されないか説明すべからずといふて居る。²¹⁾

【註二三】 プアイプアーは曰く、人或は勤勞所得より當に最小活資が免税さるべきのみならず、其れ以上、其利子が最必要なる生計費の支出に十分なるだけの大きい資本を集むる爲めに、勤勞能力の平均的存續に於て必要なるだけの免税すべきことを要求する。そして此方法によつて各人が少くとも彼が老年に於て公共慈善の助なくて生存を續くるに要するだけの貯蓄する可能が與へらるであらう。併し此が實際公正に適ふや。然らず。先づ此者が最小活資を越へて免税されたる額を實際貯蓄するや、又は彼が之を目前の享樂に使用せざるやにつき確實なるものがない。此の如くに着想さるることになれば、全く貯蓄せざるものは不當なる恩典を受くるであらう。全體は此者を老年のときの困窮に對し保護するの義務を負ひ、其貧困が自業自得なることの確なるときにも彼を餓死せしむることが出来ないから。隨ふて不謹慎且つ不良なる家計者が此方法によりて勤勉且つ節儉なる者の負擔に於て有利とせらるべきである。²²⁾

【註二四】 フォツケは曰く、租稅義務者が其無基所得の外に、生計維持可能の目的が既に之に引かれたる限界に達したるだけ

18) Eheberg, Steuer. S. 974.
19) Eheberg, Steuer. S. 974. Feisting, a. a. O. S. 87.
20) Borcht, a. a. O. S. 96.
21) Vocke, a. a. O. S. 185.
22) Pfeiffer, a. a. O. S. 52-3.

の財産を有するときに、全く其無基所得を宥恕する理由がない。財産が此に不十分なるときに此宥恕が唯だ必要なる補充たけに行はるべきである。²³⁾

【註五】 註二〇、のフェイスチング参照。

結 論

以上要之、財産又は財産所得は種々の點に於て、其は積極的に其利益が勤勞又は勤勞所得よりも一層大なることに於て、并に消極的に其に勤勞又は勤勞所得に於けるが如き不利のないこと又は少くとも一層小なることに於て、給付能力一層大也といふて可である。此故に前者を重課することは社會的見地を別としても當然である。若夫れ之に加ふるに社會的見地を以てするならば、夫の要求は全く動かすべからざるものとなる。

23) Voelke, a. a. O. S. 185.